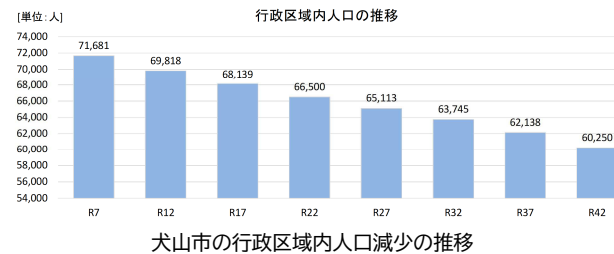
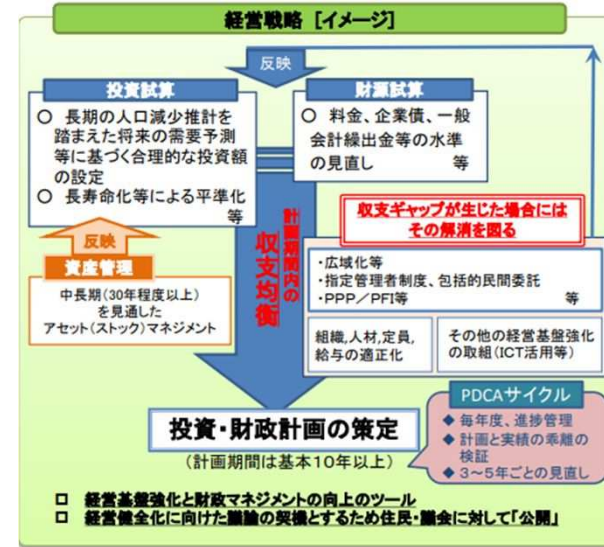


1. 経営戦略について

(1) 経営戦略改定の趣旨

◆ 経営戦略は将来にわたって安定的に下水道事業を継続していくための実情に対応した中長期的な視野に立った経営の指針として、令和2年度に策定しました。経営戦略は、社会情勢や経営環境の変化に合わせて**3年から5年の間に見直す**必要があるため、今回改定をすることとしました。



(2) 国からの要請

◆ 令和2年度までに公営企業会計を適用した団体は、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、**経費回収率の向上に向けたロードマップの策定**および国土交通省へ提出、検証結果の公表が必要であり、これが**令和7年度以降の社会資本整備総合交付金の交付要件**となっています。今後の下水道整備のためには交付金の確保も重要であるため、犬山市においては令和6年度中に経営戦略の見直し及びロードマップの策定が必要となっています。

(3) 見直しの方針

- ◆ 経営戦略の質を高める取組として、将来の**物価上昇、人口減少**を見込みます。
- ◆ 改定する経営戦略の計画期間は**令和7年度～令和16年度の10年間**とします。

2. 下水道計画区域の見直し

(1) 当初の下水道計画区域

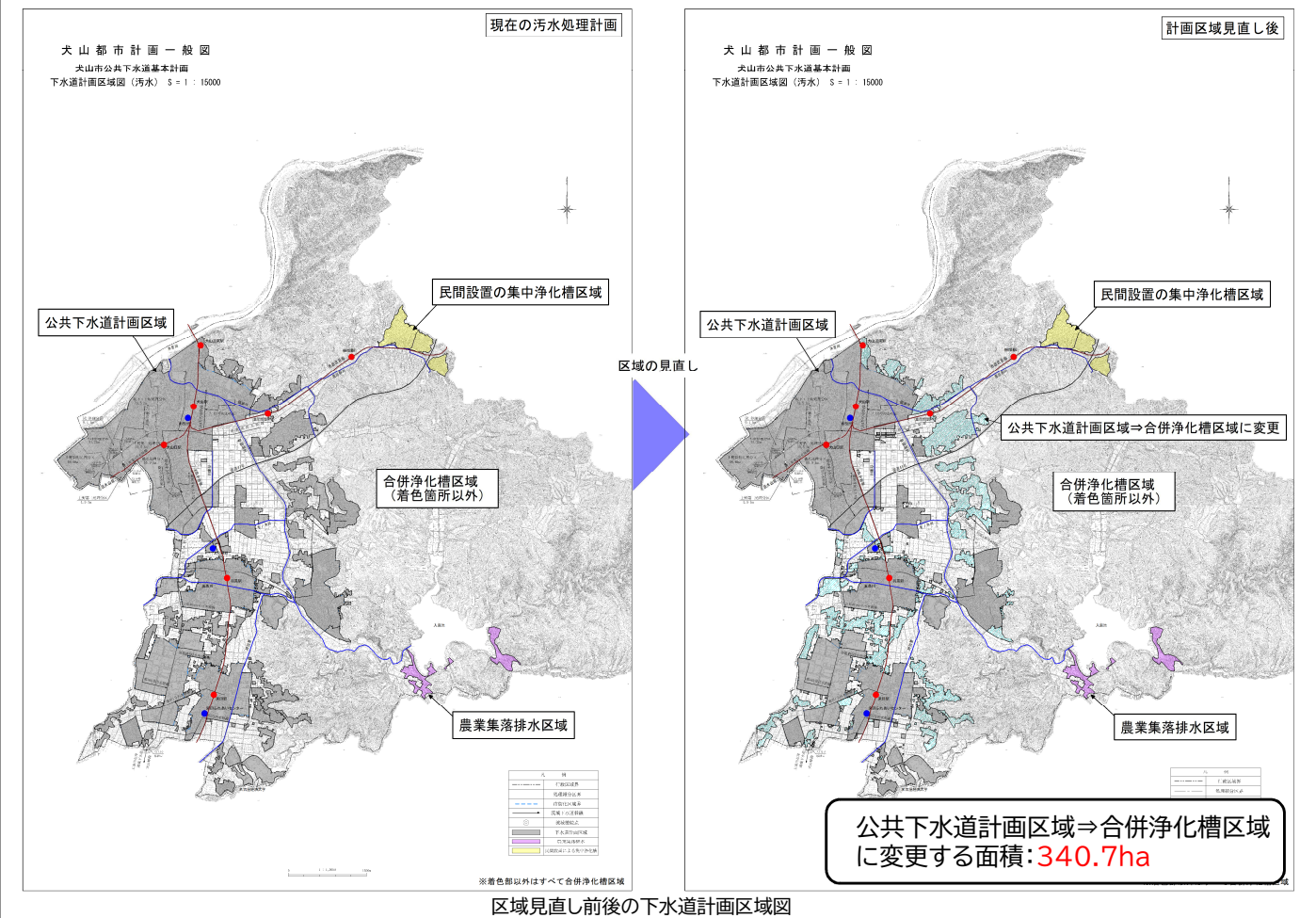
◆ 愛知県内の多くの自治体は昭和50年頃に公共下水道事業に着手しています。公共下水道の大きな役割としては、トイレの水洗化と公共用水域の水質保全です。当時、国全体で公共用水域の水質保全を図るために、市街化区域だけでなく、市街化調整区域も含めて広く公共下水道区域として計画されました。

(2) 公共下水道計画区域を見直した理由

- ① 国及び県の方針により下水道整備の完了を目指すことが求められています。
- ② 公共下水道の整備には今後30年程度の期間と85億円の費用が必要と試算されます。
- ③ 既存下水道管の老朽化が進行しており、改築・更新を優先的に進める必要があります。
- ④ 人口減少や節水機器の普及などにより使用料収入が減少する見込みです。
- ⑤ 一般会計からの繰入金金の確保が困難となっていく見込みです。

(3) 計画区域の見直し

- ◆ 上記の理由から、下水道の計画区域を令和5年度に見直しました。
- ◆ 見直しにおいては、公共下水道計画区域から市街化調整区域のうち**具体的な整備計画がない区域を合併浄化槽による処理区域に変更**しました。



(4) 見直しの効果

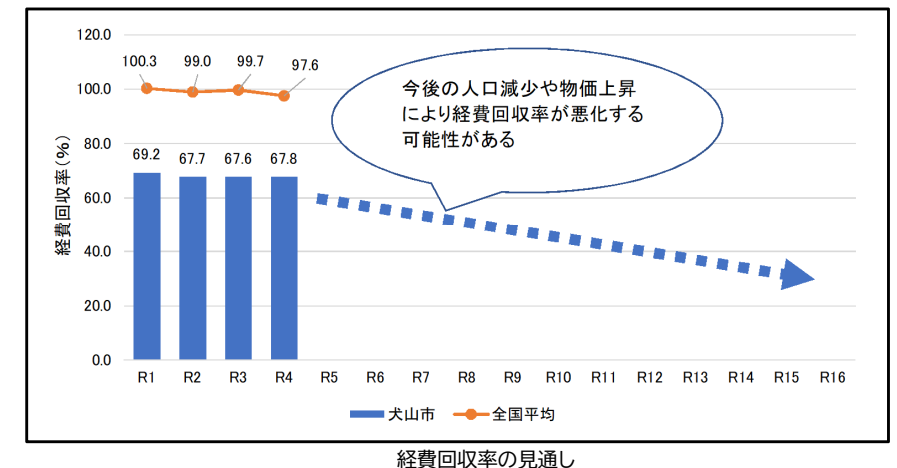
- ◆ 新規整備を行わないことから事業費が削減されます。
- ◆ 削減できた事業費を改築・更新費用に充て、下水道管の長寿命化を図ります。

3. 現在の経営状況

◆ 犬山市の経費回収率は、**67.8% (令和4年度決算)**です。全国平均(97.6%)に比べ、経費回収率は低くなっています。

◆ 現在の経営状況を経営分析比較表より確認すると、例えば経費回収率は令和元年度から4年度にかけては横ばい傾向ですが、今後は人口減少や物価上昇などから経費回収率の悪化が懸念されます。

◆ 経費回収率とは、下水処理に要した費用(使用料で回収すべき費用)をどの程度使用料収入で賄っているかを表した指標であり、回収すべき経費をすべて使用料で賄えている状態を示す**100%以上**とすることが望ましいです。



4. 経営健全化のための取組

(1) 経営健全化にむけた取組

- ◆現在の経営状況を踏まえて、経営の効率化及び健全化に向けての取組を検討します。
- ◆下水道事業者として実施できる取組1)～4)を行い経費回収率の向上を目指します。

下水道事業者として実施できる取組

経営健全化に向けた取組

取組	内容
1) 接続率の向上	PR活動を実施し、接続率の向上による増収を図る。 令和5年度末時点：86.9%
2) 不明水対策	改築工事の実施により、不明水の削減による維持管理費の支出抑制を図る。
3) 広域化・共同化	愛知県が令和4年度に策定した広域化・共同化計画の中で、本市は管路施設の点検・調査の共同化を実施することで支出抑制を図る。
4) 民間活用の検討	ウォーターPPP等の民間活用の推進を検討し、さらなる効率的な事業運営による経費の支出抑制を図る。
5) 下水道使用料の改定	使用料の改定による増収を図る。

(2) 取組の現状と目標

① 接続率

- ◆現状の接続率86.9%（令和5年度末）からPR活動の実施（例：住民との直接面談、チラシ配布、改造資金の融資あっせん制度の紹介）等の取組によって、将来的（令和16年度）に**接続率を96%までの向上を目指します。**

取組の現状と目標値

項目	令和5年度（実績）	令和11年度	令和16年度
経費回収率（%）	68	100	100
接続率（%）	87	93	96
不明水率（%）	36	33	20

現状の接続率86.9%で固定した場合と比較すると令和16年度の下水道使用料は税抜で約3,500万円増収する（経費回収率は0.15%増加）見込みです。

② 不明水対策

- ◆改築工事の実施を促進することで不明水の削減を図り、不明水を削減することで維持管理費の支出抑制を図ります。改築工事は実施していますが、令和10年度以降はさらに実施を促進し、令和16年度末までに**不明水率を36%から20%とすることを目標とします。**この取組効果として、令和16年度の維持管理費が約5,000万円削減される見込みです。

③ 広域化・共同化

- ◆管路施設の点検・調査を他市町と共同で発注し委託費の削減をすることで、支出抑制を図ります。なお、点検・調査の共同化は5市2町（一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、大口町、扶桑町）で令和6年度から実施しています。
- ◆この取組の効果として、令和16年度の維持管理費が約2百万円削減される見込みです。（経費回収率は0.13%増加）。
- ◆農業集落排水施設について、公共下水道への接続を検討します。

④ 民間活用の検討

- ◆改築民間活用の推進を検討し、さらなる効率的な事業運営による経費の支出抑制を図ります。今後、民間事業者のノウハウを生かし、効率的な業務を行っていくため、ウォーターPPP等の民間活用の導入に向けて検討を行います。

下水道事業者として実施できる取組を実施しても現状の使用料収入では経費回収率100%に到達できない試算結果となりました。

経費回収率を向上させるには下水道使用料収入を増やす必要がありますが、上記の**取組の効果には限界があるため、使用料改定に向けた検討が不可欠となります。**

経営健全化に向けた取組実施後の経費回収率

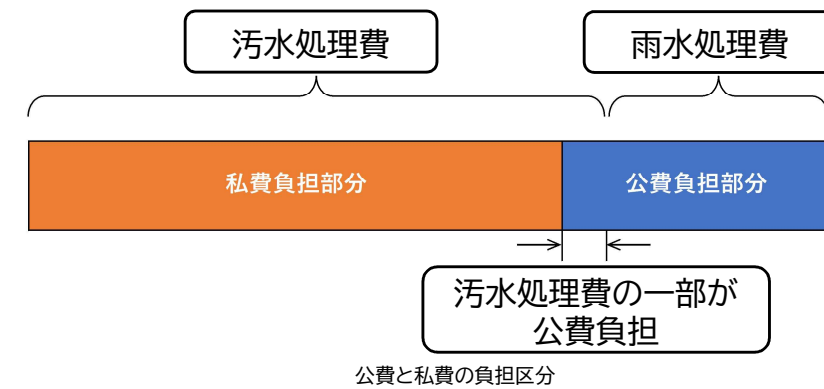
（単位：億円）

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	備考
収益的収入											
①下水道使用料	5.1	5.1	5.0	5.1	5.0	4.9	4.9	4.8	4.8	4.7	取組1)
②その他収入（他会計補助金等）	11.4	11.6	11.8	12.0	12.1	12.3	12.6	12.9	13.1	13.2	
収益的収入合計	16.5	16.7	16.9	17.1	17.1	17.3	17.5	17.7	17.9	18.0	
収益的支出											
③維持管理費	5.0	5.0	5.1	5.3	5.2	5.1	5.1	5.2	5.2	5.1	
汚水管渠費、総係費等	1.7	1.6	1.6	1.8	1.7	1.7	1.7	1.8	1.8	1.8	取組3)
流域下水道維持管理負担金	3.4	3.4	3.4	3.5	3.5	3.4	3.4	3.4	3.4	3.3	取組2)
④汚水資本費	2.8	2.9	2.8	2.8	2.9	2.9	2.9	2.9	2.8	2.9	
⑤公費負担分（不明水処理費等）	8.6	8.8	8.9	9.0	9.1	9.2	9.4	9.7	9.9	10.0	
収益的支出合計（公費負担分除く）	16.5	16.7	16.9	17.1	17.1	17.3	17.5	17.7	17.9	18.0	
下水道使用料 (A)=①	5.1	5.1	5.0	5.1	5.0	4.9	4.9	4.8	4.8	4.7	
汚水処理費（公費負担分除く）(B)=③+④	7.9	7.9	7.9	8.1	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	
経費回収率（%）(A/B)	64.90	64.22	63.46	62.74	62.11	61.48	60.86	60.20	59.69	59.20	

5. 使用料の改定

(1) 下水道使用料の考え方

- ◆公営企業においては、企業の「**経済性**」と「**公共の福祉**」の視点が必要です。
- ◆公営企業の会計においては、その経費は当該企業の経営に伴う収入を充てる必要があります。つまり、他会計から切り離れた「**独立採算**」が基本原則となります。
- ◆下水道の管理運営に係る費用は、「**雨水は公費負担**」「**汚水は私費負担**」が原則です。



- ◆下水道が持つ公共の福祉（公共用水域の水質保全等）の視点より、汚水に係る経費のうち一定割合のものが公費負担となります。
- ◆下水道の維持管理等に係る私費負担部分については、必ずしもその全部が使用料で賄われている訳ではありません。私費対象とされているものは、適正に使用料で徴収していく必要があります。
- ◆基準外繰入金については、可能な限り抑制を図っていく必要があります。

（経費）	私費負担部分		公費負担部分
（財源）	使用料収入	基準外繰入金	基準内繰入金
		他会計繰入金	

負担区分とその財源の現状

5. 使用料の改定(続き)

(2)使用料収入について

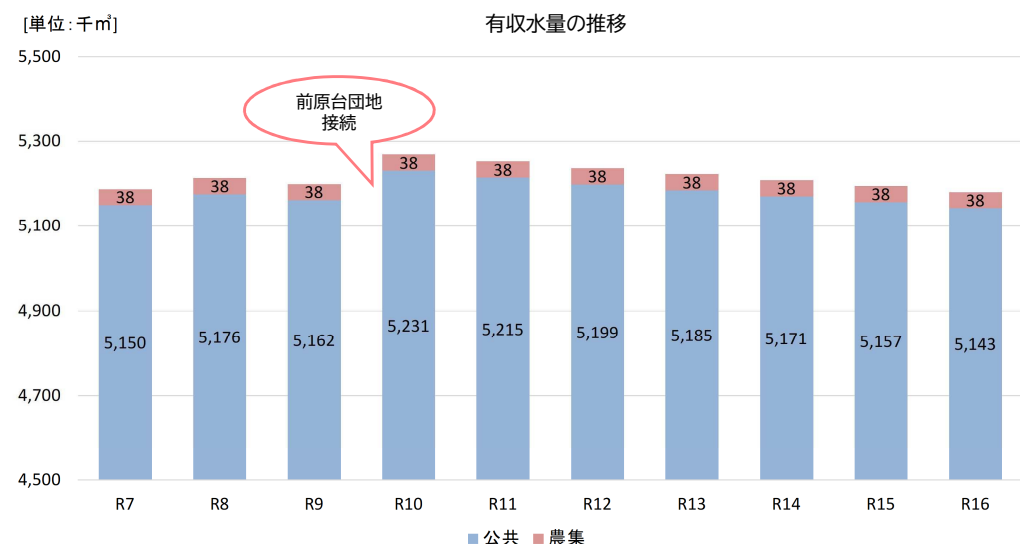
犬山市の使用料対象経費(使用料収入で回収すべき費用)は、令和4年度決算ベースで約7億5千万円です。これに対して、現在の使用料収入は約5億円です。よって、**経費回収率100%を達成するためには、現在の使用料収入の50%増加が必要です。**

科目	経費	長期前受金戻入	その他控除額	使用料対象経費
資本費	974	564	82	328
減価償却費	863	564	82	217
資産減耗費	12	-	-	12
企業債利息	99	-	-	99
維持管理費	512	0	90	422
汚水管渠費	46	-	90	422
普及指導費	14	-		
業務費	33	-		
総係費	35	-		
流域下水道管理運営負担金	384	-		
合計	1,486	564	172	750

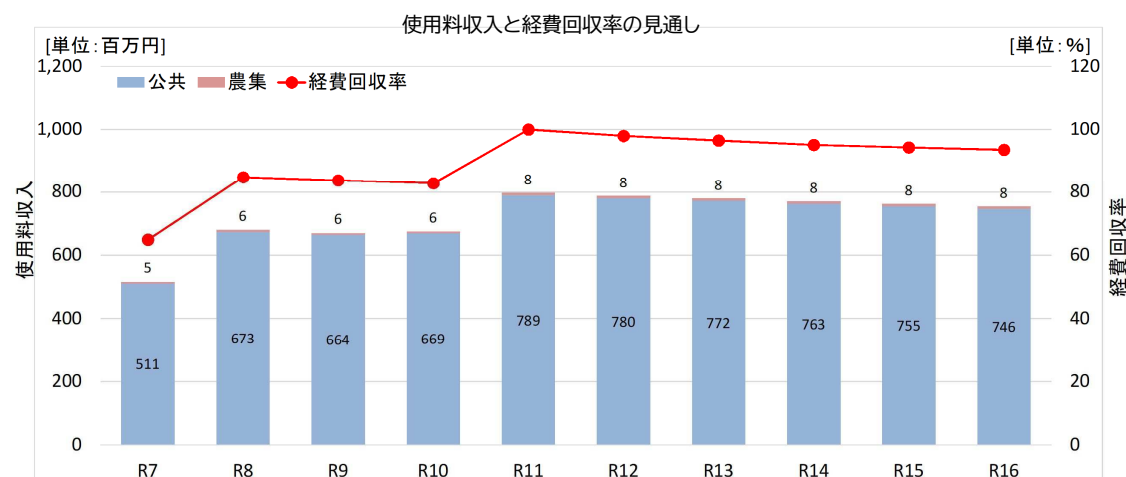
6. 経営戦略

(1)将来の事業環境

◆年間有収水量は下水道事業では令和10年度以降は減少傾向で推移し、農業集落排水事業はほぼ横ばいで推移すると予想されます。



◆有収水量は下水道事業では令和10年度以降は減少傾向で推移し、農業集落排水事業はほぼ横ばいで推移しているため、使用料収入も同様の傾向となりますが、令和8年度以降は使用料改定によって使用料が増加する見込みです。



(2)投資・財政計画

①投資について

- ◆公共下水道整備は、市街化区域及び前原台団地について計画的に進め、五条川左岸処理区の前原台団地管きよ整備については、令和9年度に完了することを目標としています。
- ◆管きよの維持管理については、ストックマネジメント計画に基づき更生工事による長寿命化及び老朽化による更新の両面にて進めることで、増加傾向にある不明水の削減を図り、効率的な事業運営に努めます。
- ◆下水道計画区域の見直しによって削減できた費用を改築工事に充てることで令和10年度以降に不明水対策を従来以上に促進し、**不明水率**を令和5年度末の36%から**令和16年度末で20%まで向上する目標**とします。

②財源について

- ◆下水道接続のPRを継続して実施し、**接続率**を令和5年度末の87%から**令和16年度末で96%まで向上する目標**とします。
- ◆下水道使用料については、令和7年度に条例改正、令和8年度及び令和11年度での改定を予定し、**経費回収率100%の達成**を目指します。

③まとめ

- ◆経営戦略計画期間内の令和7年度～令和16年度における投資試算(建設改良費、維持管理費、職員給与費、企業債償還など)及び財源試算(使用料収入、他会計繰入金など)により、計画期間内の投資・財源試算を行いました。
- ◆不明水対策、接続率の向上、使用料改定等の取組によって、経費回収率の向上に努めます。

(3)経費回収率の向上に向けたロードマップ

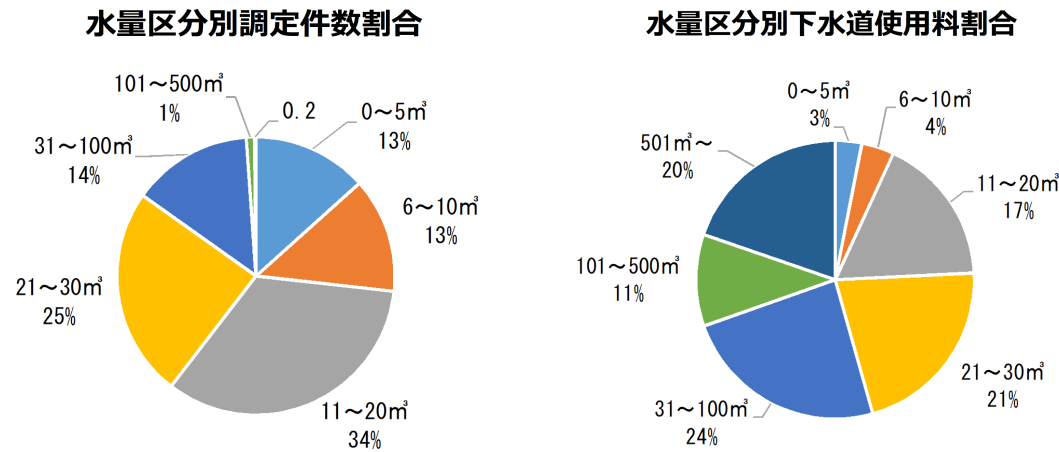
- ◆令和7年度に下水道条例を改正し、約半年間の周知期間を経て、**令和8年4月から25%、令和11年4月からさらに25%(累計50%)の改定を行い、経費回収率100%達成を目指します。**
- ◆毎年度の決算後に実績との比較を行い、実績と大きく乖離する場合はその原因を分析します。また、5年ごとの注記スパンで経営分析等の再検討を行い、必要があれば計画を見直します。

経費回収率の向上に向けたロードマップ(案)

項目	計画期間									
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
経営戦略計画期間	[R7-R16]									
経営戦略の改定					●見直し					●見直し
収入増加	[R7-R16]									
	接続率の向上	[R7-R16]								
下水道使用料の改定検討	●条例改正	●改定			●改定					●検証
支出削減	[R7-R16]									
	[R7-R16]									
	[R7-R16]									

7. 下水道使用料改定

(1) 犬山市の下水道使用実績



- ◆ 犬山市の下水道使用状況を分析すると次の傾向があります。
- ① 調定件数は11m³～20m³/月の使用区分が最も多く、0～20m³/月で全体の約60%を占めています。
 - ② 使用料収入は31～100m³/月の使用区分が最も多く、0～100m³/月で全体の約70%を占めています。

(2) 下水道使用料改定の考え方

- ① 基本使用料と従量使用料の2部使用料制及び累進使用料制は継続します。
- ② 基本水量は廃止します。
- ③ 一律改定ではなく、犬山市で使用者が多い(20m³/月)未満の少量使用区分の改定率を軽減しました。
- ④ 農業集落排水の使用料金は下水道使用料金に準拠します。

(3) 下水道使用料改定スケジュール(案)

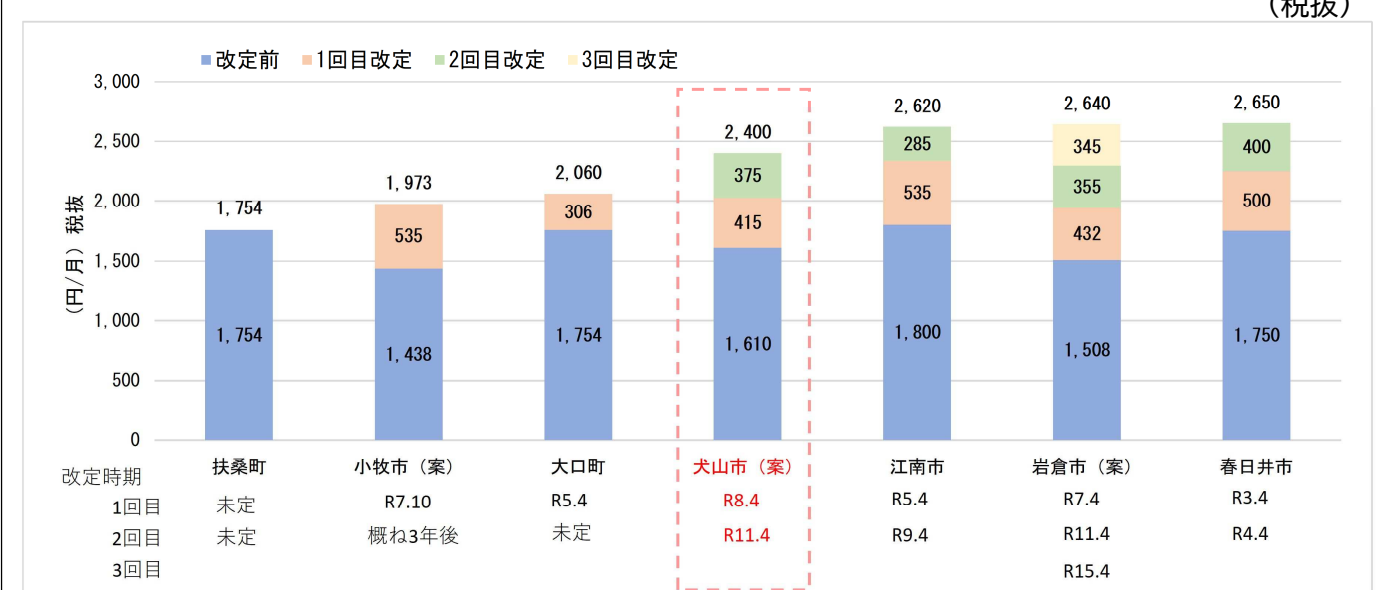
◆ 令和7年度に使用料条例の改正を行い、約半年間の周知期間を経て令和8年4月から改定を行います。

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
条例改正	●									
条例施行時期 (使用料改定)		★			★					
累計改定率 (現行=100%)		25%	→		50%	→				
備考					経営戦略 見直し					経営戦略 見直し

(4) 下水道使用料改定表(案)

水量区分 (m³/月)	現行単価 (円/m³)	1回目改定(R8年4月～)			2回目改定(R11年4月～)		
		改定単価 (円/m³)	改定率 (現行比較)	改定額 (円)	改定単価 (円/m³)	改定率 (現行比較)	改定額 (円)
基本使用料	550	675	23%	125	850	55%	300
従量使用料	1～5m³	0	-	20	40	-	40
	6～10m³	44	14%	6	50	14%	6
	11～20m³	84	19%	16	110	31%	26
	21～30m³	104	20%	21	155	49%	51
	31～100m³	129	24%	31	190	47%	61
	101～500m³	154	23%	36	230	49%	76
	501m³～	199	18%	36	270	36%	71
20m³/月使用料	1,610	2,025	-	-	2,400	-	-

(5) 近隣市町の使用料改定状況と金額比較(20m³/月使用した場合)



※ 岩倉市及び小牧市については、審議会の答申案。
 岩倉市は3回の改定を予定しており、図は3回目改定(予定)後。
 扶桑町については、改定の公表資料なし。(審議会実施中)
 小牧市は2回目改定の単価表が未公表。R7の概ね3年後に2回目の改定を予定。
 大口町の1回目改定以降は未定。

(6) 公衆浴場

◆ 公衆浴場の使用料については、基本水量を廃止し、従量使用料は一般用の使用料体系の改定に準拠します。

区分	基本使用料 (1使用月)		従量使用料 (1使用月)	
	排水量	使用料	排水量	使用料
公衆浴場	10m³まで	385円	10m³～100m³	一般用で 算定した額の2分の1
			101m³～	一般用で 算定した額の4分の1
公衆浴場	-	(廃止)	1m³～100m³	一般用で 算定した額の2分の1
			101m³～	一般用で 算定した額の4分の1